

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月26日から同年10月25日まで
② 昭和39年7月6日から同年8月9日まで
③ 昭和39年8月15日から41年11月1日まで

日本年金機構から送付された「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」によると、申立期間①から③までについて脱退手当金が支払われたこととされている。

しかし、私は、脱退手当金を請求し、受け取った記憶は無いので、申立期間①から③までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、未請求となっている被保険者期間及び申立期間③の被保険者期間は同一事業所であり、1回目のA社に係る厚生年金保険被保険者原票及び2回目の当該事業所（申立期間③）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、これら2回の被保険者資格は同一の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号（*）で取得していたことが確認できる上、申立人が申立期間③の被保険者期間（27か月）とほぼ同じ被保険者期間（26か月）の同一事業所における被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

また、A社において、昭和39年1月1日から43年12月31日までに被保険者資格を喪失した女性従業員のうち、脱退手当金の受給資格がある21人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できるのは3人（申立人を含む。）であり、そのうち1人は、被保険者資格喪失日から約1年6か月後に支給決定されていることから、事業主による代理請求が行われた可能性は低いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月21日から36年9月1日まで
社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間について、昭和38年1月22日に脱退手当金が支払われたこととされている。
しかし、私は、脱退手当金を請求し、受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、1回目のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年5か月後の昭和38年1月22日に支給決定されている上、同社で資格喪失した全女性従業員のうち、脱退手当金の受給資格がある者は、申立人を含め10人であり、そのうち、申立人以外で脱退手当金の支給記録がある者は2人であることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままである上、オンライン記録においても平成11年12月22日まで氏名の変更処理がなされていないことを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和36年11月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、オンライン記録によると、1回目のA社における申立人の標準報酬月額が昭和36年8月から1万2,000円に変更されていることが確認できるものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該変更について記載されていない上、オンライン記録における同社の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号(*)に係る申立人の生年月日(平成11年12月22日に訂正済み)と当該被保険者名簿における申立人の生年月日とは相違しており、申立人の年金記録の管理が適正に行われていない可能性がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年11月から50年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

私の国民年金については、父親又は母親が加入手続を行うとともに、私の申立期間の国民年金保険料は、父親又は母親が母親の保険料と一緒に納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料は納付しているはずなので、申立期間について、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年11月20日に払い出されていることが確認できることから、その時点では、第2回特例納付の実施期間中であることから、過年度納付及び特例納付を利用して、申立期間のうち48年4月から同年9月までの期間を除いた期間の国民年金保険料を遡って納付することが可能であるものの、申立人から、父親又は母親が申立人の申立期間に係る保険料を遡って納付したことをうかがわせる具体的な供述は得られない上、上記の払出日以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の両親は既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年2月までの期間及び38年3月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年2月まで
② 昭和38年3月から41年3月まで

年金事務所からの回答によると、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、国民年金保険料を納付するようになった昭和41年頃、婦人会の集金人から申立期間①及び②の保険料が未納であることを知らされ、母親にお金を借りて保険料を遡ってまとめて納付したことを記憶している。

申立期間①及び②の国民年金保険料は納付したはずなので、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料を納付するようになった昭和41年頃、婦人会の集金人から申立期間①及び②の保険料が未納であることを知らされ、夫と一緒に私の実家に相談に行き、母親からお金を借りて婦人会の集金人に保険料を遡ってまとめて納付した。」と供述しているが、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したとする昭和41年の時点では、申立期間①及び申立期間②のうち一部の期間は時効により保険料を納付できない期間に該当する。

また、上記の昭和41年の時点では、申立期間②のうち一部の期間は国民年金保険料を納付することは可能であるものの、申立人は、当初、「遡ってまとめて国民年金保険料を納付したのは、保険料を納付するようになった昭和41年頃の1回だけであり、集金人に支払った金額は数千円から1万円未満だった。」と供述していたが、「昭和41年度の9か月分の現年度保険料をまとめて納付し、その二日後に申立期間①及び②の国民年金保険料を集金人に支払った。」、次いで「申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したのは昭和41年2月から4月頃だったと思うが、集金人に1万円か2万円支払った。」と供述

内容を複数回変更しており、申立期間①及び②の保険料の納付状況及び保険料額に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためにお金を借りたとする申立人の母親及び一緒に実家に行ったとする夫並びに申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したとする集金人も既に死亡していることから、当時の状況について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から59年5月まで

ねんきん定期便によると、申立期間の国民年金保険料は納付していないこととされている。

しかし、私は、20歳になった昭和47年*月に国民年金に加入し、48年に結婚した後も国民年金に加入し続け、国民年金保険料を欠かさず納付しており、申立期間についても、59年6月に厚生年金保険被保険者となるまで保険料を納付していたはずである。また、私は、厚生年金保険被保険者でなくなった平成2年6月以降も、保険料を納付しており、納付が困難な時は免除手続も行ってきた。

以上のことから、申立期間の国民年金保険料は納付しているはずなので、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、20歳到達の昭和47年*月*日に国民年金被保険者資格を取得しているが、58年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことから、国民年金被保険者資格を喪失しており、同資格を再取得したのは平成2年6月21日であることが確認できる上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立人が納付した昭和58年3月の国民年金保険料は、申立人は、同年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、社会保険事務所（当時）において過誤納保険料として調査決定されていること（決定日は、昭和58年6月30日）が確認できることから、社会保険事務所において、遅くとも同年6月30日までは、申立人に係る同年3月1日付け国民年金被保険者資格の喪失届が処理されて

いたものと推認される。このことから、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、申立期間において、再度、国民年金の加入手続を行う必要があったものと考えられるが、申立人から申立期間における国民年金の加入手続の状況について具体的な供述は得られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から3年3月までの期間、同年8月から5年3月までの期間(平成4年4月を除く。)及び5年6月から6年3月までの期間の付加保険料並びに4年4月の国民年金保険料(定額保険料)及び付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年12月から3年3月まで
② 平成3年8月から5年3月まで
③ 平成5年6月から6年3月まで

年金事務所からの回答によると、申立期間①、②(平成4年4月を除く。)及び③の付加保険料が納付とされておらず、申立期間②のうち平成4年4月の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私の国民年金保険料の納付を行っていた母親は、「申立期間の国民年金保険料は、私自身と長女の保険料と合わせて、ほぼ毎月付加保険料も含めて納付していた。」と言っている。

以上のとおり、申立期間①、②(平成4年4月を除く。)及び③は、付加保険料を納付していたはずであり、申立期間②のうち平成4年4月は、国民年金保険料(定額保険料)及び付加保険料を納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②(平成4年4月を除く。)及び③について、A市町村の電算記録及びオンライン記録によると、申立人は、昭和63年12月28日に付加保険料の納付の申出を行っているとともに、申立期間①、②(平成4年4月を除く。)及び③の国民年金保険料(定額保険料)を平成3年11月1日から6年6月30日までの期間において、過年度納付していることが確認できるところ、国民年金法第87条の2において、付加保険料は定額保険料の納付が行われた月についてのみ納付することができ、納期限までに納付しなければならない旨規定されていることから、申立人が申立期間①、②(平成4年4月を除く。)及び③に係る定額保険料を過年度納付した時点では、制度

上、付加保険料を納付することができない。

また、申立人の住所地を管轄する年金事務所には、申立人に係る申立期間①、②（平成4年4月を除く。）及び③の国民年金保険料に係る領収済通知書が保管されているところ、当該領収済通知書に記載された保険料額は、納付対象期間に係る定額保険料の合計金額と一致しており、付加保険料が含まれていないことが確認できる。

なお、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、「申立期間①から③までの国民年金保険料は、全て、市町村役場の年金課の窓口で納付していた。」と供述しているところ、上記の全ての領収済通知書には、日本銀行A代理店の領収印が確認できることについて、i) A市町村は、「当時、窓口で国民年金保険料の収納業務を行っていたが、過年度保険料を預かった場合、B金融機関A支店で納付していた。」と回答していること、ii) B金融機関A支店は、「当店は、日本銀行A代理店となっている。」と回答していることから、申立期間①、②（平成4年4月を除く。）及び③に係る国民年金保険料が日本銀行A代理店で領収されていることに不自然さはいかたがえない。

- 2 申立期間②のうち平成4年4月について、A市町村の電算記録において国民年金保険料が納付されていた記録は見当たらない上、A市町村の電算記録及びオンライン記録によると、同年4月の保険料については、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母親を含め、当時、同居していた家族全員（他に、申立人の父親及び申立人の姉（長女））が未納となることが確認できる。

また、A市町村の電算記録によると、申立人の平成4年5月及び同年6月に係る国民年金保険料は、6年6月2日に、4年7月から5年3月までの期間及び同年6月から6年3月までの期間に係る保険料は、同年6月30日にそれぞれ過年度納付されていることが確認できるところ、これらの納付日時点では、申立期間②のうち4年4月については、時効により保険料が納付できない期間に該当する。

さらに、申立人の母親は、「国民年金保険料を遡ってまとめて納付したのは、夫（申立人の父親）が若い頃に保険料を納付した時の1回だけである。数か月分の保険料の納付が遅れたことはあるが、過年度納付を行ったり、1年以上も遡ってまとめて納付したことは無い。」と供述しているものの、A市町村の電算記録によると、申立人の平成4年7月から5年3月までの期間及び同年6月から6年3月までの期間、申立人の父親の4年5月から6年4月までの期間、申立人の母親の4年5月から6年6月までの期間並びに申立人の姉（長女）の4年7月から5年3月までの期間及び同年5月から6年3月までの期間の国民年金保険料は同年6月30日にまとめて納付（合計90万6,500円）されていることが確認できることから、申立人の母親の供述内容とは符合しない。

- 3 申立期間①から③までについて、申立人は、「母親から、『申立期間の国民

年金保険料は、私自身と長女の保険料と合わせてほぼ毎月付加保険料も含めて納付していた。』と聞いている。」と供述しており、申立期間①から③までの国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親から、申立期間①、②（平成4年4月を除く。）及び③に係る付加保険料並びに平成4年4月の国民年金保険料（定額保険料）及び付加保険料の納付をうかがわせる具体的な証言は得られなかった。

また、申立人が申立期間①、②（平成4年4月を除く。）及び③に係る付加保険料並びに平成4年4月の国民年金保険料（定額保険料）及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の当該保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②（平成4年4月を除く。）及び③に係る付加保険料並びに平成4年4月の国民年金保険料（定額保険料）及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月25日から42年2月23日まで
② 昭和43年3月1日から同年3月23日まで
③ 昭和43年5月21日から同年12月21日まで
④ 昭和43年12月21日から45年7月21日まで

平成16年2月頃、年金を受給するに当たり社会保険事務所（当時）の窓口で、申立期間については脱退手当金が支払われたこととされている旨伝えられた。

また、平成22年9月頃、日本年金機構から送付された「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」においても、申立期間について脱退手当金が支払われたこととされているが、当時は子育てで忙しく、脱退手当金の請求手続きをした記憶も受給した記憶も無いので、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかしながら、年金事務所には、申立人に係る「脱退手当金裁定請求書」等の脱退手当金支給関係書類が保管されているところ、i) 「脱退手当金裁定請求書」の氏名欄には、申立人の旧姓で署名及び押印されており、住所欄には、申立人の実家の住所が記載されていること、ii) 当該請求書には、「45. 11. 13 A社会保険事務所」の受付印が押されていること、iii) 脱退手当金支給関係書類のうち「脱退手当金計算書」の「振込先金融機関店舗又は送金先銀行 郵便局」欄には、「B都道府県C金融機関」の記載があり、当該請求書には、「小切手交付済 45. 12. 24」の押印が確認できることから、当該請求書は、申立期間の最終事業所であるD社（当時）を管轄していたA社会保険事務所（当時）で受付され、裁定を行った同社会保険事務所は、当時の主な支給方法である金融

機関の隔地払い（通知払い）によって、申立人の実家の住所地における最寄りのC金融機関（現在は、E金融機関）に脱退手当金を送金したものと推認できる。

また、D社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示がある上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和45年12月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号で管理されている上、当該裁定請求書には未請求となっている被保険者期間に係る事業所名は記載されておらず、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所では、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年1月4日から37年9月20日まで
② 昭和37年11月1日から40年5月26日まで

私は、昭和40年5月25日までA社に勤務していたが、脱退手当金を受け取った記憶が無い。今回、日本年金機構から送付された「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」においても、脱退手当金が支払われたこととされているが、受け取った記憶が無いので、調査の上、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示がある上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和40年9月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所(当時)では、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 712 (事案 115 及び 485 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 10 日から 37 年 8 月 21 日まで
社会保険事務所 (当時) の記録では、申立期間について、昭和 37 年 12 月 21 日に脱退手当金が支払われたこととされている。

しかしながら、私は、脱退手当金を請求し、受給した記憶が無いため、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが認められず、新たな事情として、申立期間当時の申立事業所における総務担当者を挙げて、再度申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

今回の申立てに当たり、新たな資料等はないが、私は、申立期間の脱退手当金は絶対に受給しておらず、脱退手当金が支給済みであるという決定に納得がいかないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 37 年 12 月 21 日に、脱退手当金の支給が決定されており、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成 20 年 11 月 27 日付け年金記録の訂正のあつせんは行わないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、新たな情報として、申立期間当時の申立事業所における総務担当者を挙げ、再度申立てを行ったことから、元総務担当者に照会したところ、当該元総務担当者は、「私自身は、当時の脱退手当金のことについて記憶しておらず、不明である。」と回答してお

り、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる供述は得られなかった上、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成22年4月14日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「私は、申立期間の脱退手当金は絶対に受給しておらず、脱退手当金が支給済みであるという決定に納得がいかない。」と主張しているものの、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立期間の脱退手当金は、資格喪失した約4か月後に支給決定されていること、支給額に計算上の誤りが無いことなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月21日から39年12月21日まで
② 昭和43年11月8日から48年1月21日まで
③ 昭和48年1月28日から同年3月15日まで

私の厚生年金保険の記録では、私が、A社及びB社を退職した頃に、合計2回の脱退手当金を受給したことになる。

私は、どちらの事業所を退職する際にも、再就職する意思があったので、脱退手当金を請求するはずがない。

以上のとおり、私は、脱退手当金を受給していないので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立期間①に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年4月2日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間②及び③について、申立人のC社に係る厚生年金保険被保険者原票及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退」の表示が記されている上、オンライン記録によると、申立期間②及び③に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、B社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和48年5月11日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②及び③に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるというのは考え難い。

加えて、申立人には、申立期間①及び②の前にそれぞれ脱退手当金が未請求

となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所（当時）では別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。